

# 「労使間のトラブル相談」重点受付週間のお知らせ

10月22日(月)～28日(日)は、労使間トラブル相談の重点受付週間です。一人で悩まずお気軽にご相談ください。



佐賀県労働委員会  
TSUNAGU  
TEL: 0952-25-7242  
FAX: 0952-25-7324

佐賀県労働委員会では、解雇、セクハラ、パワハラや残業代の未払いなどの労使間トラブルの相談を無料で行っています。公益委員・労働者委員・使用者委員の三者の委員が、労使間の紛争解決をお手伝いします。

ご相談は、平日の午前8時30分～午後5時15分まで、電話もしくは来所にてお受けしています。

秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

## ◎「労使間のトラブル相談」重点受付週間

期間：10月22日(月)～28日(日)

期間中は相談時間を延長し、また土曜・日曜も相談を受け付けます。

平日 午前8時30分～午後8時  
(来所の受付は午後7時まで)

土・日 午前9時～午後5時  
(来所の受付は午後4時まで)



場 所：佐賀県労働委員会事務局（佐賀県庁南館3階）

※来所の相談については、事前予約をおすすめします。

※順番待ちの方がおられる場合等、相談時間を制限させていただく場合があります。

ご相談は **佐賀県労働委員会事務局**  
〒840-8570 佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南館3階

電話：0952(25)7242 FAX:0952(25)7324

